

議案第39号

愛西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

愛西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年愛西市条例第19号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成30年5月28日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市条例第 号

愛西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

愛西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年愛西市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

- (4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する
免許状を有する者

第10条第3項に次の1号を加える。

- (10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が
相当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。